

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第19条 昭和52年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>附 則 （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第19条 昭和52年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。